

(仮称)山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

令和3年6月30日 提出

項目	記入欄
氏名	<p>1 日本野鳥の会山形県支部 支部長 築川 堅治</p> <p>2 公益財団法人 日本野鳥の会 理事長 遠藤 孝一 (公印省略)</p>
住所	<p>1 〒994-0081 山形県天童市南小畑 4-8-33</p> <p>2 〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル</p>
計画段階配慮書についての環境の保全の見地からの意見	<p>この度、貴社が作成された(仮称)山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書(以下、配慮書という)について、下記の通り意見を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 現在、貴社が配慮書縦覧されている(仮称)山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業について、事業実施想定区域(以下、計画地という)と同じ海域には、既に8事業の洋上風力発電事業の計画が進められている。そのため、貴社がこの海域で事業を進めるにあたっては、他の事業者8社と協議・調整を図った上で、調査方法の統一をするなどして不足しがちな海鳥のデータの収集を行い、また、陸上においては鳥類およびその生息地に対しておかされる調査圧が過大になることを避けつつ、適切な環境影響評価を実施していただきたい。</p> <p>(2) 計画地東部の海岸沿いでは複数の風力発電施設(以下、風車という)が稼働していることから、貴社はこれらの風車との複合的な影響(累積的影響)を評価する必要がある。方法書の作成に進む前に先行事業におけるアセス図書を含む既存の情報等を用いて累積的影響を評価し、その結果を方法書に記載するなどして、対象事業単独ではなく、複数事業が計画地周辺の鳥類の生息に及ぼす影響を評価していただきたい。</p> <p>(3) 計画地周辺の海鳥の生息状況の把握には、質・量ともに十分な調査をすべきであるが、陸生鳥類と違い分布や生態の調査が非常に困難なことから、どのような方法で調査を実施し、影響の予測と評価や保全措置を講じるのか、方法書で具体的に提示すべきである。 特に海鳥の飛来が多い、春・秋の渡りの時期および冬季については十分な調査を実施し、影響の予測・評価を行うべきである。</p> <p>(4) 海鳥はその日や時間の餌資源の分布や海象等により洋上での分布位置が変わるため、少ない調査結果から洋上風車によるバードストライクの発生確率等を調査・予測・評価するのは難しい。そのため、貴社のこの事業計画においては、経済産業省による発電所に係る環境影響評価の手引き等に示されている方法よりも綿密な調査を実施するよう求める。特に、計画地周辺では渡り鳥が重要な調査対象となるが、1シーズンだけでは影響を予測、評価するための情報が不足するため、複数年にわたる調査が必要である。 また、カモ類が夜間に渡りを行うことはよく知られているが、オオミズナギドリやアビ類、ウミスズメ類も夜間に渡りを行うと推測されている。そのため、日中のみならず夜間にもバードストライクが発生する可能性があることを念頭に置いた調査が必要であり、特に、鳥類の飛翔の確認が難しい夜間については、レーダー等の観測機器を用いるなどして十分な調査・予測・評価を行っていただきたい。</p>

(仮称)山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

項目	記入欄
<p>計画段階配慮書についての環境の保全の見地からの意見（つづき）</p>	<p>(5) 計画地は、新潟県の粟島などで繁殖するオオミズナギドリの採餌利用海域であり、渡りの時期にも頻繁に利用している。また、計画地のある海域を、御積島で繁殖している可能性があるカンムリウミスズメが採餌に利用していることも考えられる。そして、アビ類、ウミスズメ類などが渡りの時期に利用し、冬季の生息域ともなっている。</p> <p>さらに、計画地の周辺は沿岸域も含めハチクマ、ハイタカ、サシバなど希少猛禽類の渡りルートの一部にもなっている。そして、海域を含む計画地の周辺はヒシクイ、ハクガン、シジュウカラガンなどのガン・ハクチョウ類にとって主要な越冬地である八郎潟（秋田県）と福島潟（新潟県）との間の渡りの経路や中継地にもなっている。そのため、計画地での風車の建設および稼働によりこれらの鳥類のバードストライクが発生し、また、障壁影響を含む生息地放棄により生息域および渡りルートを変更するといった影響を及ぼすことが懸念される。そのことから貴社は、海鳥や希少猛禽類およびガン・ハクチョウ類などの鳥類の渡りと生息域に対するこれらの影響の回避または低減するための保全措置の案を計画の初期段階から検討すべきである。</p> <p>(6) 計画地周辺では、オジロワシやチュウヒなど国内希少野生動物種の生息が確認されていることから、そのことを念頭に置いた情報収集を行い、綿密な調査を方法書作成前の段階でも実施し、バードストライク、または障壁影響を含む生息地放棄等の影響が発生することが予測された場合は、影響を回避または低減するための保全措置の案を計画の初期段階から検討すべきである。</p> <p>以上、計画地およびその周辺で環境影響評価を実施するにあたっては、貴社には利害関係者や専門家とも協議したうえで、経済産業省による発電所に係る環境影響評価の手引きにあるような一般的な環境影響評価よりも詳しい調査の実施を求める。かつ、風車の建設によって、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われることのないよう十分な対応をとることを強く求める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>